

第133期 定時株主総会 招集ご通知



■ 開催日時

平成27年6月23日（火曜日）午前10時

■ 開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店9階会議室
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

インターネットおよび郵送による 議決権行使期限

平成27年6月22日（月曜日）午後5時



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

第133期定時株主総会招集ご通知……………	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	3
第2号議案 定款一部変更の件……………	4
第3号議案 取締役12名選任の件……………	5
第4号議案 監査役2名選任の件……………	9
(添付書類)	
事業報告……………	10
計算書類……………	32
連結計算書類……………	34
監査報告書……………	36
インターネットにより議決権を行使される場合 のお手続きについて……………	39
株主総会会場ご案内略図	

証券コード 8345

平成27年6月1日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 **岩手銀行**
取締役頭取 田口幸雄

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当行第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時

2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店 9階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第133期 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第133期 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内**(1) 郵送による議決権行使の場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（39頁から40頁まで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ（<http://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第133期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

前期末に比し1株につき5円の増配とし、当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は621,560,310円となります。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき30円と合わせ、年間の配当金は1株につき65円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	4,000,000,000円
---------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	4,000,000,000円
-------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の事由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条(社外取締役との責任限定契約)および第36条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の規定を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	(取締役との責任限定契約) 第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
(社外監査役との責任限定契約) 第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	(監査役との責任限定契約) 第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役 高橋真裕、田口幸雄、斎藤雅博、坂本 修、岩田圭司、加藤裕一、荒道泰之、三浦茂樹、菊地美貴男、三浦 宏、高橋 温、宇部文雄の12氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当 行 の 株式の数	当行との 特 別 の 利害関係
1	たかはし まさひろ 高橋 真裕 (昭和25年12月25日生) 再 任	昭和48年 4 月 当行入行 平成12年 4 月 同 審査部長 平成14年 7 月 同 執行役員審査部長 平成15年 6 月 同 常務取締役 平成19年 6 月 同 代表取締役頭取 平成26年 6 月 同 代表取締役会長（現任）	4,100株	なし
2	たぐち さちお 田口 幸雄 (昭和28年 9月28日生) 再 任	昭和52年 4 月 当行入行 平成15年 6 月 同 個人営業部長 平成18年 7 月 同 執行役員個人営業部長 平成19年 6 月 同 執行役員東京営業部長 平成21年 6 月 同 取締役東京営業部長 平成22年 6 月 同 常務取締役 平成25年 6 月 同 専務取締役 平成26年 6 月 同 代表取締役頭取（現任）	1,900株	なし
3	さいとう まさひろ 斎藤 雅博 (昭和28年 7月26日生) 再 任	昭和51年 4 月 当行入行 平成14年 4 月 同 市場金融部長兼国際業務室長 平成16年 4 月 同 市場金融部長 平成16年 7 月 同 執行役員総合企画部長 平成17年 6 月 同 常務取締役 平成23年 6 月 同 専務取締役（現任） (統括補佐、人事総務部、秘書室担当)	3,420株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当 行 の 株式の数	当行との 特 別 の 利害関係
4	さかもと おさむ 坂本 修 (昭和29年7月16日生) (再 任)	昭和52年4月 当行入行 平成12年4月 同 種市支店長 平成14年1月 同 鍛冶町支店長 平成16年4月 同 大通支店長 平成19年10月 同 花巻支店長 平成21年6月 同 取締役本店営業部長 平成23年6月 同 常務取締役(現任) (営業統括部、地域サポート部、事務統括部 担当)	1,100株	なし
5	いわた けいじ 岩田 圭司 (昭和31年2月2日生) (再 任)	昭和55年4月 当行入行 平成15年7月 同 企業財務支援室長 平成17年3月 同 中妻支店長 平成19年6月 同 融資管理部長 平成22年7月 同 執行役員総合企画部長 平成23年6月 同 取締役総合企画部長 平成24年6月 同 常務取締役(現任) (総合企画部、システム部、市場金融部担当)	1,200株	なし
6	かとう ゆういち 加藤 裕一 (昭和32年5月16日生) (再 任)	昭和55年4月 当行入行 平成17年10月 同 都南支店長 平成20年7月 同 久慈中央支店長 平成22年7月 同 人事部長 平成23年7月 同 執行役員人事部長 平成24年6月 同 取締役人事部長 平成25年6月 同 常務取締役(現任) (審査部・リスク統括部担当)	2,100株	なし
7	あらみち やすゆき 荒道 泰之 (昭和31年9月23日生) (再 任)	昭和56年4月 当行入行 平成17年4月 同 本町支店長 平成19年10月 同 宮古中央支店長 平成22年4月 同 仙台営業部長 平成22年7月 同 執行役員仙台営業部長 平成24年6月 同 取締役仙台営業部長 平成25年6月 同 取締役本店営業部長(現任)	1,300株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当 行 の 株式の数	当行との 特 別 の 利害関係
8	みうら しげき 三浦 茂樹 (昭和32年11月25日生) (再 任)	昭和56年 4 月 当行入行 平成17年 4 月 同 個人営業部副部長 平成19年 6 月 同 個人営業部長 平成22年 4 月 同 宮古中央支店長 平成24年 6 月 同 総合企画部長 平成24年 7 月 同 執行役員総合企画部長 平成25年 4 月 同 執行役員総合企画部長兼広報CSR室長 平成25年 6 月 同 取締役総合企画部長兼広報CSR室長 平成26年 4 月 同 取締役総合企画部長 (現任)	3,300株	なし
9	きくち みきお 菊地 美貴男 (昭和34年12月27日生) (再 任)	昭和57年 4 月 当行入行 平成17年 6 月 同 二戸支店長 平成20年 4 月 同 法人営業部副部長 平成20年 7 月 同 法人営業部長 平成22年 4 月 同 八戸営業部長 平成25年 6 月 同 仙台営業部長 平成25年 7 月 同 執行役員仙台営業部長 平成26年 6 月 同 取締役仙台営業部長 (現任)	600株	なし
10	みうら ひろし 三浦 宏 (昭和18年3月1日生) (再 任) (社外取締役候補者)	昭和43年 4 月 株式会社岩手日報社入社 平成 7 年 7 月 同 編集局長 平成 8 年 6 月 同 取締役編集局長 平成12年 6 月 同 常務取締役総務局長 平成14年 6 月 同 専務取締役総務局長 平成16年 6 月 同 代表取締役社長 平成21年 6 月 当行取締役 (現任) 平成26年 6 月 株式会社岩手日報社 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社岩手日報社代表取締役会長	0株	後記欄外 (注)1.を ご参照く ださい

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当 行 の 株式の数	当行との 特 別 の 利害関係
11	たかはし あつし 高橋 温 (昭和16年7月23日生) 再 任 社外取締役候補者 独 立 役 員	昭和40年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入行 昭和62年6月 同 業務部長 平成3年6月 同 取締役業務部長 平成5年6月 同 常務取締役企画部長 平成7年2月 同 常務取締役 平成9年6月 同 専務取締役 平成10年3月 同 取締役社長 平成17年6月 同 取締役会長 平成23年4月 同 相談役（現任） 平成23年6月 当行取締役（現任） 平成23年6月 京王電鉄株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 三井住友信託銀行株式会社相談役 京王電鉄株式会社取締役	1,000株	なし
12	う べ ふみお 宇部 文雄 (昭和23年5月13日生) 再 任 社外取締役候補者 独 立 役 員	昭和48年4月 東北電力株式会社入社 平成17年6月 同 執行役員秘書室長 平成19年6月 同 上席執行役員東京支社長 平成21年6月 同 常務取締役支店統轄 平成22年6月 同 取締役副社長 平成24年6月 同 退任 平成24年7月 一般社団法人東北経済連合会副会長（現任） 平成25年6月 当行取締役（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人東北経済連合会副会長	0株	なし

- (注) 1. 当行は、三浦 宏氏が代表取締役会長を務める株式会社岩手日報社に対し、貸出金等の取引があります。他の取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 三浦 宏氏、高橋 温氏、宇部文雄氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。三浦 宏氏、高橋 温氏、宇部文雄氏は、現在、当行の取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、三浦 宏氏が6年、高橋 温氏が4年、宇部文雄氏が2年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は、社外取締役候補者三浦 宏氏、高橋 温氏、宇部文雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。三氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 宮舘壽喜氏は、平成27年1月31日をもって辞任し、また、監査役 安達孝一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、宮舘壽喜氏の補欠として池田克典氏、安達孝一氏の後任として吉田瑞彦氏の監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠として選任をお願いする池田克典氏の任期は当行定款の規定により、前任者の任期満了の時であり、また平成28年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当 行 の 株式の数	当行との 特 別 の 利害関係
1	いけだ かつのり 池田 克典 (昭和24年5月5日生) 新 任 社外監査役候補者 独 立 役 員	昭和47年4月 岩手県入庁 平成11年4月 同 総務部財政課長 平成13年4月 同 環境生活部次長 平成14年4月 同 地域振興部次長 平成15年9月 盛岡市助役（法改正により副市長） 平成22年3月 同 退任 平成22年4月 財団法人岩手県文化振興事業団理事長 平成26年6月 同 退任 平成26年8月 学校法人岩手医科大学監事（現任）	0株	なし
2	よしだ みずひこ 吉田 瑞彦 (昭和31年1月2日生) 新 任 社外監査役候補者 独 立 役 員	平成元年4月 日本弁護士連合会登録 平成11年9月 吉田瑞彦法律事務所開設 平成18年4月 岩手弁護士会会長 平成18年4月 日本弁護士連合会理事 平成20年4月 岩手県公益認定等審議会会長（現任） 平成22年12月 岩手県収用委員（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士	0株	当行は、 吉田氏に 対し貸出 金取引が あります

- (注) 1. 社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 池田克典氏は、岩手県職員・盛岡市副市長としての豊富な行政経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去において会社経営の経験はありませんが、上記の経験と識見により、社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるものと考えております。
- (2) 吉田瑞彦氏は、弁護士としての法律知識や幅広い識見を当行の監査体制に活かして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去において会社経営の経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるものと考えております。
2. 社外監査役との責任限定契約について
- 当行は、社外監査役候補者池田克典氏、吉田瑞彦氏が選任された場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

添付書類

第133期 (平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

平成26年度の国内経済につきましては、年度前半は消費増税に伴う駆け込み需要の反動減や実質所得の低下などにより景気回復に足踏み感がみられましたが、年度後半は原油価格の下落による企業収益の改善や在庫調整の進捗により鉱工業生産が上昇に転じるなど持ち直しの動きがみられました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県内経済につきましては、消費増税に伴う駆け込み需要の反動の長期化や所得環境の改善の遅れ、円安の進行による物価上昇の心理的な下押し要因などから、緩やかな回復の動きに足踏み感がみられました。生産活動は、年度後半から海外経済の持ち直しや円安などを背景として自動車関連などの輸出関連業種を中心に生産が上向いたほか、公共投資も、震災復興関連の大型工事発注などもあり増勢が続きました。一方、設備投資は、消費増税後の需要回復が不透明なことや原材料価格の上昇を背景に慎重姿勢が続いたほか、住宅投資も、沿岸部の住宅再建や災害公営住宅の復興需要などにより高水準の着工が続いたものの、消費増税の影響で主力の持ち家が前年を下回って推移しました。

金融市場におきましては、日銀による量的・質的金融緩和の拡大措置の影響で大幅に円安が進んだほか、追加緩和策に伴うETF、JーREITの買入拡大や円安効果の波及による企業業績の押し上げ等により、平均株価は前年比で大幅に上昇しました。また、長期金利は、日銀による長期国債買入の拡大の影響により、過去最低水準を更新しました。

③ 事業の経過および成果

(当事業年度における主要施策)

当事業年度は、平成25年度から27年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」の2年目として、地域の復興を強力に支援するとともに、次世代を支える新たな産業の育成・振興に注力することにより、地域経済の復興・発展に取り組んでまいりました。

○東日本大震災からの復興に向けた取組み

震災により被災されたお取引先への支援策としましては、復興再生支援チームと地域サポート部が中心となり、各地区の営業店と連携をとりながら、お取引先の財務支援や事業再興に関するご相談に応じたほか、販路の新規開拓などの支援を行いました。金融支援の取組みとしましては、復興需要への対応と中小零細事業者への支援を目的とした「事業者向け復興支援特別融資制度」の取扱いを継続するとともに、日本政策投資銀行および地域経済活性化支援機構と共同で「いわて復興・成長支援ファンド」を組成し、被災地域の復興・成長に資する事業を行う企業に対する資金供給態勢を整備しました。

新たな産業の育成と振興に向けた施策としましては、復興庁が設置する「復興金融ネットワーク（投融资促進分科会）」へ参画し、金融機関等と産業復興に関する情報交換等を行うとともに、被災地のお取引先に対し資金供給を呼び込むための支援を行いました。

住宅再建への支援策としましては、岩手県においては各金融機関とともに岩手県主催の「住まいの展示相談会」を後援し、行政当局や弁護士、建築士等と連携しながら公的支援制度の紹介や被災ローン減免制度等の説明と個別相談を行ったほか、宮城県においても自治体等との共催により「住宅再建まるごと相談会」を開催しました。

また、国内における震災復興への関心を喚起するための取組みとして、三菱地所グループの協力の下、東京・丸ビルにおいて、岩手の地酒や名産品を首都圏居住者にPRするためのイベント「イーハトーヴいわて“絆”物産展」を岩手県産株式会社とともに開催し、多くの来場者を集めました。

その他の取組みとしましては、大規模災害発生時における金融機能・サービスの維持を目的として、当行、青森銀行、秋田銀行の北東北3行による「大規模災害発生時における相互支援協定」を締結し、災害時における金融機能の維持または早期復旧を相互に支援することとしました。

○地域産業育成支援

地域産業の育成や雇用創出への取組みとしましては、平成25年11月に設立した「いわて新事業創造プラットフォーム形成協議会」は、当事業年度も復興庁『『新しい東北』先導モデル』に「継続事業」として採択を受け、起業・創業支援を目的とした諸活動を積極的に行いました。主な活動としましては、起業・創業に係る先進事例の研究のほかに、学生と若手起業家との交流ツアー「起業家寺子屋合宿in岩手」や、女性による起業事例やノウハウを学ぶ「いわて女性起業支援セミナー」を日本政策投資銀行との共催で開催しました。なお、「いわて新事業創造プラットフォーム形成協議会」につきましては、新たに設立するベンチャーキャピタル事業会社が、その活動を発展的に継承することといたしました。新会社となる「いわぎん事業創造キャピタル株式会社」は、当行のグループ会社として、地方創生に資する地域のロールモデルとなることを目指してまいります。

若手経営者の育成支援に向けた継続的な取組みとしましては、「第4期いわぎん次世代経営塾」を開催したほか、釜石・大船渡地区において人材育成道場「未来創造塾」を開催しました。

「地方創生」に向けた取組みとしましては、県・市町村がまとめる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定および推進を支援するため、地域サポート部に「地方創生推進サポートチーム」を設置し、一般財団法人岩手経済研究所をアドバイザーとして、県・市町村が策定する地方版総合戦略について、当行グループが持つソリューション機能を活用した情報提供や分析等の支援活動を開始しました。このほか、二戸市と地域活性化、地域製品の販売促進等に関する協定を締結するなど、自治体との連携強化に取り組みました。

○海外進出支援

お取引先企業の海外進出やビジネス展開などのニーズにお応えするため、三井住友銀行と「海外事業支援に関する業務提携契約」を締結し、同行の海外ネットワークやノウハウを活用したサービスを提供できる態勢を整備しました。平成26年11月には、頭取を団長とした海外視察団を結成し、岩手県内企業関係者27名とともにインドネシア・シンガポールの2カ国の日系企業、政府関係機関や教育施設等を訪問しました。また、海外ビジネスに強い人材を育成するため、シンガポールに行員を派遣するなど、アジアを中心とした海外ビジネスに強い人材の育成と情報収集ネットワークの構築に努めました。

金融サービスとしましては、法人のお客さまの貿易決済ニーズなどにお応えするため、外貨預金のラインアップとして、米ドル、ユーロ、豪ドル建てに加え、人民元建て外貨普通預金の取扱いを開始しました。

このほか、海外進出に関する情報入手の機会を提供するため、いわて花巻空港への定期便の就航実現に向けた取組みを行っている台湾に関するビジネスセミナーを開催したほか、ジェットロ盛岡情報センターとの共催により巨大市場であるイスラム圏の理解を深めるためのハラールビジネスに関するセミナーを開催し、岩手県内外から多くの参加者を集めました。

○商品・サービス

法人および事業主のお客さま向けには、新たに事業を開始しようとする中小企業者に対して、創業手続きのご支援やコンサルティングなど、総合的な経営サービスを提供する「いわぎん起業・創業サポートローン<Start Up!>」の取扱いを開始しました。また、お取引先の資金調達手段の多様なニーズにお応えするため、株式会社三菱総合研究所との間で動産・債権担保融資（ＡＢＬ）に関する業務提携を行い、同社のノウハウを活用しながらＡＢＬの取組みを積極的に進め、水産加工品等を担保とした融資枠の設定などを行いました。

個人のお客さま向けには、各種ローンの利便性向上のため、マイカーローン・学費ローンおよび「カードローン<エルパス>」の商品リニューアルを行いました。また、クレジットカード「I be One（アイ・ビー・ワン）」のポイントサービスを利用した「I be Oneパートナー企業制度」を発足し、会員のみなさまのお得感の向上と岩手県内の提携百貨店・ドラッグストア・スーパー等におけるお買い物の促進を図りました。なお、東日本大震災で遺児・孤児となった子どもたちを支援するため、平成24年度からI be One利用額の一定割合を「いわての学び希望基金」へ寄付しておりますが、当事業年度の寄付金は746万円（3年間の累計額1,887万円）となりました。

営業チャネルの拡大と利便性の向上に向けた取組みとしましては、インターネットバンキングサービスをより多くのお客さまにご利用いただくため、個人向けサービスのご利用手数料（月額）を無料化したほか、法人向けサービスの不正利用被害対策として、被害補償制度の導入とセキュリティ機能の追加を決定し、安心してご利用いただける環境の整備に努めました。また、当行のホームページを全面リニューアルし、デザインやレイアウト、サイト構成などを一新しました。新しいホームページは、消費者ローンの仮審査もスムーズに行えるようにデザインを見直したほか、視覚障害をお持ちの方や高齢者の方にも配慮し、一部に音声読み上げ機能を追加しました。

このほか、全店にタブレット端末を導入し、渉外担当者による訪問先での資産運用や住宅ローン等のライフイベントに応じたご相談に関して、より高度で迅速な情報提供を行える態勢を整えました。

○人材活用・組織

行内の人材活用策としては、営業店の若手行員が本部各部で実務研修を積みながら、外部研修の受講や資格取得を行う「いわぎんアカウントマネージャー育成プログラム」を導入しました。

女性行員が安心して働ける環境づくりへの取組みとしては、育児休業中の女性行員を対象とした支援セミナーを開催したほか、在宅での受講が可能な研修システム「まなべるねっと」による研修内容を拡充し、復職に向けての支援態勢を整備しました。また、地銀64行の頭取により発足した「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」に参加し、育児休業者支援のほか、キャリア形成支援や上位職への登用を積極的に行いました。なお、当行における女性行員の活躍機会拡大に向けた取組みは、厚生労働省が実施する「平成26年度均等・両立推進企業表彰」において評価され、「均等推進企業部門・岩手労働局長優良賞」を受賞しました。

組織面では、本部組織改革の一環として、人事部と総務部を人事総務部に統合しました。

コンプライアンス強化の面では、役職員の行動規範を定めた「岩手銀行行動憲章」を一部改正し、顧客保護および反社会的勢力の対応に関する内容の充実を図るとともに、「従業員の人権の尊重」、「環境問題への取組み」、「社会貢献活動への取組み」の3項目を指針として追加しました。

○社会貢献活動・CSR活動への取組み

社会貢献活動への取組みとしては、田野畑村での植樹活動や、スポーツを通じた子どもたちとの交流イベントなどを実施しました。

文化振興事業としては、国の重要文化財である旧中ノ橋支店の活用と周辺地域の活性化をテーマにしたシンポジウムを開催し、地域全体で“赤レンガ”の活用方法について協議を進めていくこととしました。

○店舗・ATM

店舗施策につきましては、材木町支店を移転新築するとともに、南仙北支店を仙北町支店へ統合しました。また、仮店舗営業中の野田支店の新築工事と根城支店の改築工事に着手しました。ATMサービスにつきましては、岩手県内の「サークルK」と「サンクス」に設置されたコンビニATMについて、当行、りそな銀行、サークルKサンクスでの共同運用を開始しました。

(主要勘定の状況)

○預金等

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人向け預金、個人向け預金ともに増加したものの、復興関連資金の取り崩しに伴う公金預金の減少額がこれを上回ったことから期中146億円減少し、期末残高は3兆2,699億円となりました。なお、預り資産のうち投資信託は、期中173億円増加し、期末残高は814億円に、公共債は期中204億円減少し、期末残高は457億円に、保険の有効契約残高を加えた総残高は、2,625億円となりました。

○貸出金

貸出金は、公共向け貸出が増加したほか、中小企業向け貸出の増加を主因として法人向け貸出が増加しました。また、個人向け貸出も住宅ローン残高の伸長により増加したことから、貸出金の期末残高は、期中1,021億円増加し、1兆7,410億円となりました。

○有価証券

有価証券は、外国証券や投資信託等の買入を増加させたことで、期中238億円増加し、期末残高は1兆3,823億円となりました。

(損益の状況)

経常収益は、役務取引等収益が預り資産関連手数料を中心に増収となったものの、利回りの低下を要因とした貸出金利息、有価証券利息の減少による資金運用収益の減収に加え、貸倒引当金戻入益や国債等債券売却益が減少したことなどから、前期比19億66百万円減少の443億92百万円となりました。

経常費用は、営業経費の減少を主因として、前期比2億85百万円減少の332億7百万円となりました。営業経費は、消費増税に伴い税金が増加したものの、人件費が退職給付費用を中心に減少したほか、物件費も減少したことから、前期比5億1百万円減少の273億1百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比16億81百万円減少の111億85百万円となりました。また、当期純利益は、固定資産処分益の計上と法人税等の減少により、前期比3億26百万円減少の73億38百万円となりました。

④ 対処すべき課題

当行の中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」(平成25年4月～28年3月)は、平成27年3月で開始から2年が経過しました。その間、東日本大震災で被災した地域は復興が進んだものの未だ途上にあり、また、震災前から続いている高齢化や人口減少という地域が抱える大きな課題がより浮き彫りになっております。こうしたなか、地域に根差した金融機関として、どのように地域の発展に貢献していくか、「地方創生」にもつながる当行の取組みの重要性が非常に高まっていると認識しております。

平成27年度は中期経営計画の最終年度であり、その完遂に向けて3つの基本方針である「地域社会活性化への積極的な貢献」、「収益力強化に向けた組織と収益構造の改革」、「CS活動の強化と人材の育成」に基づく各種施策に役職員が一丸となって取組むとともに、長期ビジョン「地域の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」を実現すべく、平成28年度から開始する新たな中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

足元では、日銀の大規模な金融緩和から2年が経過し、貸出金や有価証券運用利回りの低下による利鞘の縮小が続いているほか、人口減少によるマーケットの縮小が懸念されるなど、経営環境は厳しさを増しております。当行では、こうした状況を打破するひとつの施策として、本年4月にベンチャーキャピタル業務を行う「いわぎん事業創造キャピタル株式会社」を立ち上げました。これにより、地域で新たに事業を起業・創業する経営者を強力に後押しし、地域経済の復興・発展を牽引してまいりたいと考えております。

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」を経営理念とし、地域との共存共栄をめざしてまいりました。今後も多くのステークホルダーのみなさまのご理解とご協力をいただくなかで、業績の向上と健全経営に全力を尽くしてまいりますので、一層のご愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	25,848	30,239	30,332	30,538
定期性預金	11,636	12,309	12,366	12,163
その他	14,212	17,929	17,965	18,374
社 債	—	—	—	—
新株予約権付社債	104	—	102	120
貸 出 金	15,183	16,112	16,389	17,410
個人向け	3,348	3,321	3,439	3,527
中小企業向け	4,669	4,639	4,658	5,201
その他	7,165	8,151	8,290	8,681
商品有価証券	—	—	—	0
有 価 証 券	11,087	12,388	13,585	13,823
国 債	3,866	4,323	4,731	4,823
地 方 債	2,398	2,766	2,930	2,678
その他	4,822	5,298	5,924	6,320
総 資 産	31,766	35,069	35,183	35,457
内 国 為 替 取 扱 高	181,466	190,740	198,394	195,252
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 262	百万ドル 310	百万ドル 254	百万ドル 207
経 常 利 益	百万円 9,984	百万円 11,489	百万円 12,866	百万円 11,185
当 期 純 利 益	百万円 4,886	百万円 6,382	百万円 7,664	百万円 7,338
1株当たり当期純利益	円 銭 265 67	円 銭 347 58	円 銭 426 34	円 銭 413 24

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	459	452	464	444
連結経常利益	100	115	129	112
連結当期純利益	49	64	77	73
連結純資産額	1,468	1,679	1,705	1,926
連結総資産	31,770	35,073	35,167	35,459

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,458人	1,489人
平均年齢	39年0月	39年1月
平均勤続年数	16年9月	16年11月
平均給与月額	370千円	365千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
岩手県	91店	(うち出張所 1)	92店	(うち出張所 1)
宮城県	9店	(-)	9店	(-)
青森県	7店	(-)	7店	(-)
秋田県	1店	(-)	1店	(-)
東京都	1店	(-)	1店	(-)
計	109店	(うち出張所 1)	110店	(うち出張所 1)

- (注) 1. 上記の営業店のうち5店（大船渡支店、大槌支店、山田支店、野田支店、気仙沼支店）については仮設店舗で営業を行っているほか、1店（はまゆり支店）については同一建物内において複数店舗が営業する形態（支店内支店）となっております。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を223カ所（前年度末221カ所）設置しております。

□ 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

(注) 次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備（４カ所）

アクティマーケットプレイス遠野店（遠野市） 八幡平市役所（八幡平市）

南仙北（盛岡市） ビックハウス矢巾店（矢巾町）

② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（２カ所）

岩手県立遠野病院（遠野市） 西根総合支所（八幡平市）

ハ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	1,361

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
1. 材木町支店の新築	248
2. ソフトウェアの導入・更改	248
3. A T Mの新設・更改	141
4. 店舗用地の購入	106

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いわぎんビジネス サービス株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	現金の精算・ 整理業務等	昭和54年 9月4日	10百万円	100.0%	－

(ご参考) 持分法適用関連法人

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いわぎんリース・ データ株式会社	盛岡市中ノ橋通 一丁目5番31号	電算機による 処理受託業務、 リース業務等	昭和47年 4月1日	30百万円	5.0%	－
株式会社いわぎん ディーシーカード	盛岡市中ノ橋通 一丁目2番14号	クレジット カード業務、 信用保証業務等	平成元年 8月1日	20百万円	5.0%	－
株式会社いわぎん クレジットサービス	盛岡市盛岡駅前 通14番10-301号	クレジット カード業務、 信用保証業務等	平成元年 8月1日	20百万円	5.0%	－

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。

5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等（以下、コンビニＡＴＭサービスという）を行っております。また、株式会社りそな銀行、株式会社サークルＫサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社および株式会社ゼロネットワークスとの提携によるサークルＫサンクス向けのＡＴＭ共同運用サービス「バンクタイム」により、コンビニＡＴＭサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他当行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
高 橋 真 裕	取締役会長(代表取締役)		
田 口 幸 雄	取締役頭取(代表取締役)		
斎 藤 雅 博	専務取締役		
坂 本 修	常務取締役		
岩 田 圭 司	常務取締役		
加 藤 裕 一	常務取締役		
荒 道 泰 之	取 締 役(本店営業部長)		
三 浦 茂 樹	取 締 役(総合企画部長)		
菊 地 美貴男	取 締 役(仙台営業部長)		
三 浦 宏	取 締 役(社外役員)	株式会社岩手日報社 代表取締役会長	
高 橋 温	取 締 役(社外役員)	三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役	
宇 部 文 雄	取 締 役(社外役員)	一般社団法人 東北経済連合会 副会長	
佐 藤 克 也	常勤監査役		
安 達 孝 一	監 査 役(社外役員)	弁護士	
小 原 忍	監 査 役(社外役員)	株式会社岩手めんこいテレビ 専務取締役 株式会社マ・シェリ 代表取締役社長	

- (注) 1. 平成26年6月20日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって、取締役 佐藤克也氏、監査役 成田行穂氏は辞任いたしました。また、監査役（社外役員）宮舘壽喜氏につきましては、平成27年1月31日をもって辞任いたしました。
2. 取締役（社外役員）高橋温氏、取締役（社外役員）宇部文雄氏、監査役（社外役員）安達孝一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	13名	244 (68)
監 査 役	5 名	44 (－)
計	18名	289 (68)

- (注) 1. 支給人数には、平成26年6月20日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名および監査役1名、ならびに平成27年1月31日をもって辞任した監査役1名が含まれております。
2. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金22百万円（取締役22百万円）、株式報酬型新株予約権46百万円（取締役46百万円）を含めており、これらの合計額を括弧内に内書きしております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬として43百万円（使用人分給与34百万円、使用人分賞与9百万円）を支給しております。
4. 第131期定時株主総会で定められた取締役および監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。
- 取締役 年額260百万円以内
（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）
株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内
 - 監査役 年額60百万円以内

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
三 浦 宏	株式会社岩手日報社 代表取締役会長 株式会社ＩＢＣ岩手放送 取締役 株式会社エフエム岩手 取締役 岩手ケーブルテレビジョン株式会社 取締役 株式会社アイシーエス 取締役 第一商事株式会社 取締役
高 橋 温	三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役
宇 部 文 雄	一般社団法人 東北経済連合会 副会長 東星興業株式会社 監査役
安 達 孝 一	弁護士
小 原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 専務取締役 株式会社マ・シェリ 代表取締役社長

(注) 当行は、三浦宏氏が代表取締役を務める株式会社岩手日報社および小原忍氏が代表取締役を務める株式会社マ・シェリと通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
三 浦 宏	5年9月	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高 橋 温	3年9月	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇 部 文 雄	1年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
安 達 孝 一	3年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。
小 原 忍	2年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	32	—

(注) 支給人数には、平成27年1月31日をもって辞任した社外監査役1名が含まれております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)の内容に対する社外役員の意見はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第1回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成25年7月24日 ③ 新株予約権の数 128個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 12,800株 ⑤ 新株予約権の行使時期 平成25年7月25日から平成55年7月24日まで ⑥ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	8名
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第2回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成26年7月24日 ③ 新株予約権の数 104個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 10,400株 ⑤ 新株予約権の行使時期 平成26年7月25日から平成56年7月24日まで ⑥ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福田 厚 指定有限責任社員 奥村 始 指定有限責任社員 成田 孝行	54	信用リスク・アセット算出に関する規制要件の 解釈に係る助言サービス業務

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
2. 当年度中に、平成26年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
3. 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は55百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、監査役会規程において、監査役会が会計監査人の選任、解任または不再任（以下、選解任等といいます）の決定を行うことを規定しております。監査役会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査役会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査役会は、事業年度毎に経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、自らが事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立ち合いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、事業年度毎に、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に諮る方針です。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としましては、常務会に準ずる機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。一方、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」を定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。

(5) 当行および当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役の中からグループ会社の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署がグループ会社における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

また、連結経営に対応したグループ会社の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査および会計監査人による外部監査を実施しております。

一方、当行と当行グループ会社間の取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っております。

また、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。

また、取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。

また、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。

取締役および使用人は、監査役が当行の業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第133期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
現預金	現金	274,895	預金	現金	3,053,822
	預金	22,880		現金	49,126
コ買商	一入品	252,015	座通蓄知	預金	1,594,275
	ル金有	105,000		預金	56,149
金有	口銭価	6,094	の他性	預金	6,280
	一債証	2		預金	1,198,132
金有	口銭価	2	の他性	預金	18,196
	一債証	2		預金	131,660
金有	口銭価	4,985	の他性	預金	216,173
	一債証	1,382,374		預金	10,000
金有	口銭価	482,398	の他性	預金	13,837
	一債証	267,887		預金	13,837
金有	口銭価	370,351	の他性	預金	5
	一債証	52,742		預金	5
金有	口銭価	208,993	の他性	預金	12,017
	一債証	1,741,015		預金	20,667
金有	口銭価	3,724	の他性	預金	286
	一債証	89,303		預金	2,720
金有	口銭価	1,465,609	の他性	預金	702
	一債証	182,378		預金	5
金有	口銭価	1,796	の他性	預金	1,990
	一債証	1,796		預金	2,390
金有	口銭価	0	の他性	預金	233
	一債証	6,142		預金	12,337
金有	口銭価	82	の他性	預金	22
	一債証	3,708		預金	2,410
金有	口銭価	778	の他性	預金	469
	一債証	1,572		預金	237
金有	口銭価	16,513	の他性	預金	15,711
	一債証	5,147		預金	8,187
金有	口銭価	8,588	の他性	預金	3,353,561
	一債証	913		預金	12,089
金有	口銭価	374	の他性	預金	4,811
	一債証	1,489		預金	4,811
金有	口銭価	2,194	の他性	預金	131,783
	一債証	1,142		預金	7,278
金有	口銭価	1,013	の他性	預金	124,504
	一債証	39		預金	956
金有	口銭価	2,923	の他性	預金	114,080
	一債証	8,187		預金	9,468
金有	口銭価	△6,419	の他性	預金	△3,737
	一債証			預金	144,946
金有	口銭価		の他性	預金	48,388
	一債証			預金	△1,289
金有	口銭価		の他性	預金	47,098
	一債証			預金	98
金有	口銭価		の他性	預金	192,144
	一債証			預金	3,545,706
資 産 の 部 合 計		3,545,706	負債及び純資産の部合計		3,545,706

第133期 (平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	44,392	特 別 利 益	444
資 金 運 用 収 益	34,149	固 定 資 産 処 分 益	444
貸 出 金 利 息	20,045	特 別 損 失	156
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,770	固 定 資 産 処 分 損 失	141
コ ー ル ロ ー ン 利 息	132	減 損 損 失	14
預 け 金 利 息	108	税 引 前 当 期 純 利 益	11,472
そ の 他 の 受 入 利 息	93	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,275
役 務 取 引 等 収 益	7,495	法 人 税 等 調 整 額	1,858
受 入 為 替 手 数 料	2,358	法 人 税 等 合 計 益	4,133
そ の 他 の 役 務 収 益	5,136	当 期 純 利 益	7,338
そ の 他 業 務 収 益	606		
外 国 為 替 売 買 益	52		
商 品 有 価 証 券 売 買 益	1		
国 債 等 債 券 売 却 益	552		
そ の 他 経 常 収 益	2,140		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	983		
償 却 債 権 取 立 益	0		
株 式 等 売 却 益	246		
金 銭 の 信 託 運 用 益	115		
そ の 他 の 経 常 収 益	795		
経 常 費 用	33,207		
資 金 調 達 費 用	1,895		
預 金 利 息	1,238		
譲 渡 性 預 金 利 息	81		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	1		
借 用 金 利 息	143		
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	366		
そ の 他 の 支 払 利 息	63		
役 務 取 引 等 費 用	2,875		
支 払 為 替 手 数 料	381		
そ の 他 の 役 務 費 用	2,494		
そ の 他 業 務 費 用	145		
国 債 等 債 券 売 却 損	114		
国 債 等 債 券 償 還 損	31		
そ の 他 の 業 務 費 用	0		
営 業 経 費	27,301		
そ の 他 経 常 費 用	987		
貸 出 金 償 却 損	13		
株 式 等 売 却 損	0		
株 式 等 償 却 損	84		
債 権 売 却 損	350		
そ の 他 の 経 常 費 用	539		
経 常 利 益	11,185		

第133期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	274,895	預 金	3,053,744
コールローン及び買入手形	105,000	譲 渡 性 預 金	216,023
買 入 金 銭 債 権	6,094	コールマネー及び売渡手形	10,000
商 品 有 価 証 券	2	借 用 金	13,837
金 銭 の 信 託	4,985	外 国 為 替	5
有 価 証 券	1,382,794	新 株 予 約 権 付 社 債	12,017
貸 出 金	1,741,015	そ の 他 負 債	20,693
外 国 為 替	1,796	役 員 賞 与 引 当 金	22
そ の 他 資 産	6,143	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,372
有 形 固 定 資 産	16,513	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
建 物	5,147	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	469
土 地	8,588	偶 発 損 失 引 当 金	237
リ ー ス 資 産	913	繰 延 税 金 負 債	15,675
建 設 仮 勘 定	374	支 払 承 諾	8,187
その他の有形固定資産	1,489	負 債 の 部 合 計	3,353,290
無 形 固 定 資 産	2,194	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,142	資 本 金	12,089
リ ー ス 資 産	1,013	資 本 剰 余 金	4,811
その他の無形固定資産	39	利 益 剰 余 金	132,389
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,773	自 己 株 式	△3,742
繰 延 税 金 資 産	6	株 主 資 本 合 計	145,548
支 払 承 諾 見 返	8,187	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,401
貸 倒 引 当 金	△6,419	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,289
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△65
		その他の包括利益累計額合計	47,046
		新 株 予 約 権	98
		純 資 産 の 部 合 計	192,693
資 産 の 部 合 計	3,545,984	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,545,984

招 集 ご 通 知

参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

第133期 (平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	44,420	特 別 利 益	437
資 金 運 用 収 益	34,149	固 定 資 産 処 分 益	437
貸 出 金 利 息	20,045	特 別 損 失	156
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,769	固 定 資 産 処 分 損	141
コ ー ル ロ ー ン 利 息	132	減 損 損 失	14
及 び 買 入 手 形 利 息	108	税金等調整前当期純利益	11,487
預 け 金 利 息	93	法人税、住民税及び事業税	2,276
そ の 他 の 受 入 利 息	7,508	法 人 税 等 調 整 額	1,856
役 務 取 引 等 収 益	606	法 人 税 等 合 計	4,133
そ の 他 業 務 収 益	2,156	少数株主損益調整前当期純利益	7,354
そ の 他 経 常 収 益	983	少 数 株 主 利 益	－
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	当 期 純 利 益	7,354
償 却 債 権 取 立 益	1,172		
そ の 他 の 経 常 収 益			
経 常 費 用	33,213		
資 金 調 達 費 用	1,895		
預 金 利 息	1,238		
譲 渡 性 預 金 利 息	81		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	1		
及 び 売 渡 手 形 利 息	143		
借 用 金 利 息	430		
そ の 他 の 支 払 利 息	2,875		
役 務 取 引 等 費 用	145		
そ の 他 業 務 費 用	27,308		
営 業 経 費	987		
そ の 他 経 常 費 用	987		
そ の 他 の 経 常 費 用			
経 常 利 益	11,206		

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田 孝行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田 厚	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成田 孝行	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社等については、子会社等の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社 岩手銀行 監査役会

常勤監査役 佐 藤 克 也 ㊞

社外監査役 安 達 孝 一 ㊞

社外監査役 小 原 忍 ㊞

以 上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月22日（月曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

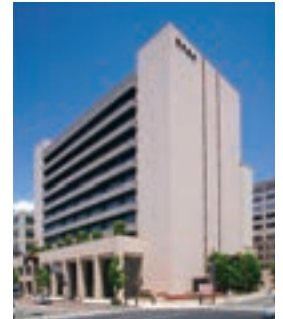
〈メ モ 欄〉

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

株主総会会場ご案内略図

会 場 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室

電 話 019 (623) 1111 (代表)



当行本店



【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。